

院内感染対策に関する取り組みについて

I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者様やご家族様をはじめ、病院にかかわるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療・看護行為を実践しています。あわせて感染経路に応じた予防策を実施しています。

また、病院内外の感染症情報を広く収集して院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。さらに、院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施・評価を行い、事例の発生の原因となった感染対策システム上の不備や不十分な点を改善します。

院内感染対策活動の必要性・重要性を全部署及び全職員（派遣・委託職員を含む）に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

II. 院内感染対策に関する取り組み事項

（1）院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回以上、また、必要時には随時開催します。さらに、実働部隊として「ICT（感染制御チーム）」を設置し、週1回の会議・ラウンド等を行い、感染問題に迅速に対応しています。また、「AST（抗菌薬適正使用支援チーム）」を設置し、院内の抗菌薬使用状況を評価し、抗菌薬を適切に使用するための支援を行っています。

（2）院内感染対策に関する職員研修についての事項

全職員を対象とした感染に対する研修会を年2回程度行います。さらに、院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育・研修を行います。また、院内のネット上から感染対策マニュアルや感染対策指針をいつでも閲覧できるように整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

（3）感染症発生状況報告に関する事項

当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染対策委員会及びICTに報告します。

（4）院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる場合にはICTが情報収集を行い迅速に特定し対応します。必要に応じて、臨時院内感染対策委員会を招集して感染経路の遮断及び拡大防止に努めます。

（5）患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

この取り組み事項は病院ホームページやエントランスホールに掲示するなどして、広く一般に公開します。